

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新		旧	
	国自総第 510号		国自総第 510号
	国自貨第 118号		国自貨第 118号
	国自整第 211号		国自整第 211号
	平成15年 3月10日		平成15年 3月10日
一部改正	国自総第 330号	一部改正	国自総第 330号
	国自貨第 94号		国自貨第 94号
	国自整第 96号		国自整第 96号
	平成18年10月27日		平成18年10月27日
一部改正	国自総第 588号	一部改正	国自総第 588号
	国自貨第 165号		国自貨第 165号
	国自整第 180号		国自整第 180号
	平成19年 3月30日		平成19年 3月30日
一部改正	国自安第 55号	一部改正	国自安第 55号
	国自貨第 73号		国自貨第 73号
	国自整第 48号		国自整第 48号
	平成21年 9月28日		平成21年 9月28日
一部改正	国自安第 119号	一部改正	国自安第 119号
	国自貨第 116号		国自貨第 116号
	国自整第 93号		国自整第 93号
	平成21年11月20日		平成21年11月20日
一部改正	国自安第 9号	一部改正	国自安第 9号
	国自貨第 12号		国自貨第 12号
	国自整第 7号		国自整第 7号
	平成22年 4月28日		平成22年 4月28日
一部改正	国自安第 169号	一部改正	国自安第 169号
	国自貨第 140号		国自貨第 140号
	国自整第 144号		国自整第 144号
	平成23年 3月31日		平成23年 3月31日
一部改正	国自安第 77号	一部改正	国自安第 77号
	国自貨第 82号		国自貨第 82号
	国自整第 148号		国自整第 148号
	平成24年 4月16日		平成24年 4月16日
一部改正	国自安第 32号	一部改正	国自安第 32号
	国自貨第 11号		国自貨第 11号
	国自整第 35号		国自整第 35号

平成25年 5月 1日
 一部改正 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日
 一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

平成25年 5月 1日
 一部改正 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第5条 (略)

第5条の2 通行の禁止又は制限等違反の防止

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のために行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則（平成26年12月2日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号）

改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

(別紙1)～(別添) (略)

記

第2条の2～第5条 (略)

(新設)

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

(新設)

(別紙1)～(別添) (略)